

## 令和3年度

### 第1回 西宮市国民健康保険運営協議会

- (諮問) 令和4年度西宮市国民健康保険料率について・・・1～7頁
- (報告1) 委員の改選について・・・・・・・・・・・・・・8頁
- (報告2) 出産育児一時金の改正について・・・・・・・・・・9頁
- (報告3) 未就学児の均等割保険料軽減措置の導入について  
・・・・・・・・・・10～11頁

日時：令和4年1月31日（月）午後2時00分～

場所：西宮市役所 第二庁舎 4階 B406会議室

西宮市 市民局 市民部  
国民健康保険課  
国保収納課

## 諮問 令和4年度西宮市国民健康保険料率について

### 1. 諮問の内容

令和4年度国民健康保険料率について、以下のとおりとする。

医療給付費分	所得割	6.77%
	均等割	30,480円
	平等割	19,680円
後期高齢者支援金分	所得割	2.67%
	均等割	10,800円
	平等割	7,200円
介護納付金分	所得割	2.54%
	均等割	12,720円
	平等割	6,720円
合計	所得割	11.98%
	均等割	54,000円
	平等割	33,600円

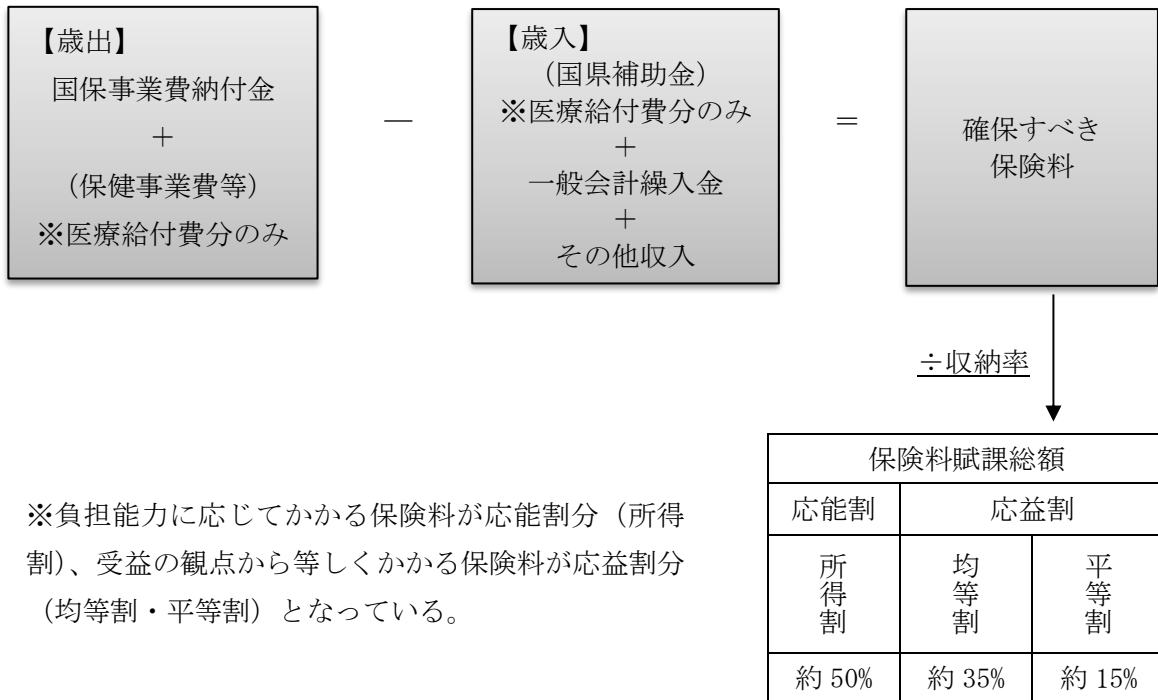
### 2. 諮問の趣旨

兵庫県から令和4年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率が示された。これを踏まえて、本市国民健康保険料率を決定するに当たり、運営協議会の意見を拝聴するため諮問する。

### 3. 保険料について

#### (1) 保険料の構成

保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に分けられ、それぞれの賦課方式として「所得割」、「均等割」、「平等割」に分類される。



#### (2) 標準保険料率と市保険料率の算出過程

保険料率を決めるにあたり、県が県全域の医療給付費等の見込みをたて、所得水準をふまえて市町ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定する。あわせて、市町ごとの標準的な保険料率を算定・公表する。

市町は、この納付金の支払いを含めた国民健康保険事業に係る費用を賄うために、県の示す標準保険料率を参考として、必要な保険料を賦課・徴収することとなる。

兵庫県が示す西宮市の標準保険料率は、5 ページ「5. 令和4年度西宮市国民健康保険料率」のとおり。

#### 医療給付費分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

6,944,814,951 円 ÷ 94.94% = 7,314,951,497 円

⇒料率抑制のための一般会計繰入後の賦課総額 7,092,502 千円

①所得割賦課総額：7,092,502 千円 × 50.22% → 3,562,197 千円（端数調整後）

②均等割賦課総額：7,092,502 千円 × 34.82% → 2,469,337 千円（端数調整後）

③平等割賦課総額：7,092,502 千円 × 14.96% → 1,060,968 千円（端数調整後）

④所得総額：52,617,364 千円

- ⑤被保険者数：81,015 人
- ⑥世帯数：53,911 世帯
- 所得割 ①÷④ ≒ 6.77%
- 均等割 ②÷⑤ ≒ 30,480 円
- 平等割 ③÷⑥ ≒ 19,680 円

#### 後期高齢者支援金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$2,510,247,436 \text{ 円} \div 94.94\% = 2,644,035,639 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入後の賦課総額 2,609,733 千円

①所得割賦課総額：2,609,733 千円 × 51.60% → 1,346,612 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：2,609,733 千円 × 33.53% → 874,962 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：2,609,733 千円 × 14.87% → 388,159 千円 (端数調整後)

④所得総額：50,434,876 千円

⑤被保険者数：81,015 人

⑥世帯数：53,911 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.67%

●均等割 ②÷⑤ = 10,800 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 7,200 円

#### 介護納付金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$981,725,009 \text{ 円} \div 94.94\% = 1,034,047,829 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入後の賦課総額 993,287 千円

①所得割賦課総額：993,287 千円 × 48.97% → 486,439 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：993,287 千円 × 35.08% → 348,464 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：993,287 千円 × 15.95% → 158,384 千円 (端数調整後)

④所得総額：19,151,112 千円

⑤被保険者数：27,395 人

⑥世帯数：23,569 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.54%

●均等割 ②÷⑤ ≒ 12,720 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 6,720 円

#### 4. 令和4年度西宮市国民健康保険料率の検討

兵庫県において被保険者数は前年度に比べ約3.3%の減、一人当たり保険給付費は前年度に比べ約3.1%の伸びを見込んでいる。

一方で、兵庫県においては県内の保険料水準統一を目指しており、その取り組みの一環として、令和4年度納付金算定より県内市町間での相互扶助を目的とした算定方法の見直しを行ったこともあり、兵庫県から示される国民健康保険事業費納付金は、本市分については約127億6千万円となり、前年度の約134億2千万円に比べ約5.0%の減となった。一人当たりになると157,467円となり、前年度の161,249円に比べ約2.4%の減である。

示された標準保険料率をもとに算出した一人当たり保険料は135,691円となり、前年度の140,513円に比べ4,822円(約3.43%)の減となっている。

また、令和3年度保険料率については、県が示す標準保険料率をもとに本市で保険料率を決定する際、前年度保険料率から大幅に上昇することがないように、一般会計から4億5千万円、財政安定化基金から2億5千万円の繰入を行い保険料率の抑制を行っている。

これらを踏まえ、令和4年度保険料率について、前年度から大幅な上昇とならないよう、且つ標準保険料率と比べ大幅な乖離が生じないように、一般会計及び財政安定化基金からの繰り入れについて検討を行う必要がある。

一方で、保険料率抑制のための一般会計からの繰入については、国において、計画的に削減・解消すべき赤字とされている。

##### (1) 一般会計からの繰入について

保険料率を抑制する目的等の一般会計繰入は、国において、計画的に削減・解消すべきとされており、令和4年度は前年度と比べて1億5千万円減の3億円の繰入を行う。

##### (2) 財政安定化基金からの繰入について

県が示す標準保険料率による一人当たり保険料は約3.43%の減となっており、一般会計からの繰入が前年度と比べて減少するものの、繰り入れ後の保険料率は令和3年度保険料率と比べて僅かながら低下することもあり、将来の基金残高を考慮したうえで、令和4年度については基金の繰入は行わないこととする。

##### (3) 繰入の方法について

県が示す標準保険料率を前年度の標準保険料率と比較すると、医療給付費分及び後期高齢者支援金分については低下しているため、市保険料率についても前年度の保険料率を上回らないこと、且つ標準保険料率を上回らないよう繰入を行う。一方で、介護納付金分については、介護給付費の増等に伴い標準保険料率が上昇しているため、市保険料率についても被保険者の負担が急激に増加にしないこと、且つ標準保険料率との乖離が大きくなり過ぎない範囲で上昇するよう繰入を行う。

なお、県からの通知において、納付金が増加しなかったこの機会に、標準保険料率を下回る料率を設定している市町については適切な料率に近づけるよう指導があった。

## 5. 令和4年度西宮市国民健康保険料率

### <保険料率比較>

			R2	R3		R4		
			市決定 保険料率	市決定保険料率 一般会計繰入:4億5千万円 基金繰入:2億5千万円		標準 保険料率	市保険料率(案) 一般会計繰入:3億円 基金繰入:0円	
			A	B	前年度比 C=B-A	D	E	前年度比 F=E-B
医療 給付 費分	応能	所得割	7.33%	7.80%	0.47	7.12%	6.77%	-1.03
		均等割	30,360円	30,480円	120円	30,742円	30,480円	円
	応益	平等割	20,640円	21,120円	480円	20,013円	19,680円	-1,440円
			51,000円	51,600円	600円	50,755円	50,160円	-1,440円
後期 支 援 金 分	応能	所得割	2.53%	2.75%	0.22	2.67%	2.67%	-0.08
		均等割	10,320円	10,800円	480円	11,184円	10,800円	円
	応益	平等割	7,200円	7,680円	480円	7,281円	7,200円	-480円
			17,520円	18,480円	960円	18,465円	18,000円	-480円
介 護 納 付 金 分	応能	所得割	2.30%	2.45%	0.15	2.63%	2.54%	0.09
		均等割	11,400円	12,120円	720円	13,550円	12,720円	600円
	応益	平等割	5,760円	6,240円	480円	6,728円	6,720円	480円
			17,160円	18,360円	1,200円	20,278円	19,440円	1,080円
合 計 保 険 料	応能	所得割	12.16%	13.00%	0.84	12.42%	11.98%	-1.02
		均等割	52,080円	53,400円	1,320円	55,476円	54,000円	600円
	応益	平等割	33,600円	35,040円	1,440円	34,022円	33,600円	-1,440円
			85,680円	88,440円	2,760円	89,498円	87,600円	-840円
		一人当たり保険料	130,048円	132,118円	2,070円	135,691円	132,019円	-99円
	伸び率	-	-	1.59%	-	-	-0.07%	
基金残高 (年度出納閉鎖時)			1,396,743 千円	1,413,686 千円	-	-	1,413,686 千円	0 千円

※「一人当たり保険料」は、医療・後期・介護の各保険料率で賦課した場合の総額を被保険者数で割り戻した額

### モデルケース①

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得0円(公的年金収入150万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	15,480円	15,048円	-432円	-2.8%
後期高齢者支援金分	5,544円	5,400円	-144円	-2.6%
保険料合計	21,024円	20,448円	-576円	-2.7%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得0円(給与収入98万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	15,480円	15,048円	-432円	-2.8%
後期高齢者支援金分	5,544円	5,400円	-144円	-2.6%
介護納付金分	5,508円	5,832円	324円	5.9%
保険料合計	26,532円	26,280円	-252円	-0.9%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

### モデルケース②

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得20万円(公的年金収入173万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	41,400円	38,620円	-2,780円	-6.7%
後期高齢者支援金分	14,740円	14,340円	-400円	-2.7%
保険料合計	56,140円	52,960円	-3,180円	-5.7%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得20万円(給与収入118万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	41,400円	38,620円	-2,780円	-6.7%
後期高齢者支援金分	14,740円	14,340円	-400円	-2.7%
介護納付金分	14,080円	14,800円	720円	5.1%
保険料合計	70,220円	67,760円	-2,460円	-3.5%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

### モデルケース③

世帯主・妻の2人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得200万円(給与収入約359万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	238,080円	216,040円	-22,040円	-9.3%
後期高齢者支援金分	84,280円	82,200円	-2,080円	-2.5%
介護納付金分	79,480円	82,960円	3,480円	4.4%
保険料合計	401,840円	381,200円	-20,640円	-5.1%

### モデルケース④

世帯主・妻・子1人の3人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得400万円(給与収入約609万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	424,560円	381,920円	-42,640円	-10.0%
後期高齢者支援金分	150,080円	146,400円	-3,680円	-2.5%
介護納付金分	128,480円	133,760円	5,280円	4.1%
保険料合計	703,120円	662,080円	-41,040円	-5.8%

### モデルケース⑤

世帯主・妻・子2人の4人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得800万円(給与収入約1,053万円)

	令和3年度	令和4年度	年度比較	
医療給付費分	630,000円	650,000円	20,000円	3.2%
後期高齢者支援金分	190,000円	200,000円	10,000円	5.3%
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円	0.0%
保険料合計	990,000円	1,020,000円	30,000円	3.0%

※各ケースにおいて、減免は考慮せず



## 報告1 委員の改選について

### 1. 概要

国民健康保険運営協議会の委員については、下記のとおり条例にて規定されている。

(参考) 西宮市国民健康保険条例(昭和37年3月31日西宮市条例第15号)(抄)

(国民健康保険運営協議会)

第2条 2 協議会の委員の定数は、14人以内とし、次に掲げる者として市長が委嘱する。この場合において、第1号から第3号までの委員は、同数とする。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 被用者保険等保険者を代表する者

(4) 被用者保険等保険者を代表する者については、退職者医療制度の財源が被用者保険等保険者の拠出金で賄われることに鑑み、拠出者側の意向が反映されるよう運営協議会に加えることが適当であるとされている。

退職者医療制度の終了にともない、西宮市での退職被保険者は0人となっているが、近隣市の状況等を踏まえ、次回改選時においても委員の見直しはしないこととしたため報告する。

### 2. 近隣市の状況

#### ・国保運営協議会委員の構成について

	委員の人数	被用者保険代表の人数	被用者保険代表の人数の見直し予定
西宮市	14人	2人	ない
神戸市	23人	2人	ない
尼崎市	10人	1人	ない
明石市	11人	2人	ない
芦屋市	14人	2人	未定
伊丹市	14人	2人	ない
宝塚市	14人	2人	未定
川西市	12人	0人	ある(※)

(※) 退職被保険者が0人となった時点ではなく、退職者医療制度が廃止された平成26年度末、平成27年3月議会において、川西市国民健康保険条例を一部改正し、川西市国民健康保険運営協議会の定数から被用者保険等保険者を代表する委員2名を削除した。

## 報告 2 出産育児一時金の改正について

### 1. 概要

令和3年8月4日付で健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、令和3年12月議会において本市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程するにあたり、その改正内容について、11月4日付事務連絡「出産育児一時金の改定について」において、国民健康保険運営協議会委員各位に意見聴取を行った。それらの意見を踏まえ、市当局において改正案を議会に諮った結果、原案通り承認されたため報告する。

### 2. 改正内容

別紙1「西宮市国民健康保険条例 新旧対照表」、別紙2「西宮市国民健康保険条例施行規則 新旧対照表」のとおり。

## 報告3 未就学児の均等割保険料軽減措置の導入について

### 1. 概要

令和3年6月11日付けで全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和3年9月10日付けで国民健康保険法施行令が一部改正され、令和4年4月1日より未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられることとなった。本市条例においても、3月定例会への改正案の上程を予定している。

### 2. 制度の趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において未就学児の均等割保険料を軽減するもの。

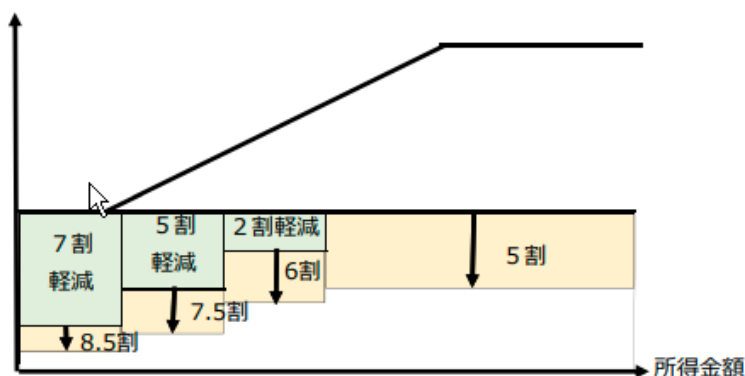
### 3. 制度の内容

当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費で負担する。なお、既に低所得者の軽減（7割、5割、2割）を受けている場合は、その残りの半額を軽減する。また、低所得者の軽減においては、該当・非該当の判定は賦課期日時点（西宮市の場合は4月1日）で行われるが、未就学児の均等割軽減では賦課期日後に生まれた子どもも対象となる。

国・地方の負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4であり、賦課期日から10月31日までに軽減対象であることが明らかになった未就学児について国・県からの補助金の算定対象となる。

#### 【軽減イメージ】

保険料額



(出典：厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会資料)

#### 4. 西宮市における対象者数等

【令和3年10月31日時点】

国保加入世帯のうち未就学児がいる世帯数・・・1,458世帯

国保加入世帯における未就学児の人数・・・1,963人

令和3年度保険料率で試算した場合の保険料軽減額			合計	27,298,000円
内 訳	国庫支出金	1/2	13,649,000円	
	県支出金	1/4	6,824,000円	
	市負担分	1/4	6,825,000円	

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算した額を支給するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算した額を支給するものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>

## 西宮市国民健康保険条例施行規則 新旧対照表 (令和4年1月1日施行)

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金の加算)</p> <p>第3条 市長は、病院、診療所、助産所その他の者であつて健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、条例第5条第1項ただし書の規定により同項本文に規定する額に<u>1万6千円</u>を加算して出産育児一時金を支給する。</p>	<p>(出産育児一時金の加算)</p> <p>第3条 市長は、病院、診療所、助産所その他の者であつて健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、条例第5条第1項ただし書の規定により同項本文に規定する額に<u>1万2千円</u>を加算して出産育児一時金を支給する。</p>

## 付則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。